

① 本市の現状

- 0～5歳人口【3,429人(H27末) ⇒ 2,891人(R1末)・・・△538人(△15.7%)】
- 市内幼稚園通所者数【951人(H28.5)⇒823人(R2.5)・・・△128(△13.5%)】
- 市内保育所等通所数【1,032人(H27末)⇒1,055人(R1末)・・・23人(2.2%)】
- 市内を3地区に区分した場合、保育にかかわる待機児童は1地区に集中【R1末待機・潜在待機児童53名中41人(77.4%)が1地区に集中】
 ※ 人口減少やこれまでの施設整備等により市全体の待機・潜在待機児童数は年々減少

② 施設整備等助成の方針(国の整備等補助制度の活用を前提とする)

- 保護者がより多くの教育・保育施設または事業所を選択する幅が増えることは望ましいことではあるが、人口減少や将来世代の負担等を考慮すると、本市の施設整備等助成にあたっては、利用者ニーズを踏まえた優先化を図る必要がある

ア 保育所整備等助成の考え方

※ 保育所については市が保育の実施主体となる(児童福祉法第24条)

＜新設、増築、増改築等＞

- ・ 原則、待機・潜在待機児童が多い地区に限定して助成を検討
 ※ただし、その時点での待機・潜在待機児童の状況を踏まえ検討を行う

＜施設老朽化にかかわる建替、増築、増改築、大規模改修等＞

- ・ 原則、施設の安全性に懸念があり、その地区での保育環境に支障が生じる恐れがある場合に限定して助成を検討
 ※保育にかかわる給付費基本額は減価償却費を含んでいない

イ 幼稚園整備等助成の考え方

＜新設、増築、増改築等＞

- ・ 現状の利用状況等を踏まえ、助成の検討は行わない

＜施設老朽化にかかわる建替、増築、増改築、大規模改修等＞

- ・ 現状の利用状況や制度上、給付費基本額に減価償却費を含むことから、助成の検討は行わない
 ※事業者において国の私立幼稚園施設整備費補助金の活用を検討

ウ 認定こども園整備等助成の考え方

＜新設(幼稚園・保育所からの移行を除く)＞

- ・ 保育にかかわる待機・潜在待機児童が多い地区に限定して助成を検討(ただし、保育所としての整備を優先)
 ※ただし、その時点での待機・潜在待機児童の状況を踏まえ検討を行う

＜保育所から認定こども園への移行＞

- ・ 現状の幼稚園利用状況等を踏まえ、助成の検討は行わない

＜幼稚園から認定こども園への移行＞

- ・ 原則、保育にかかわる待機・潜在待機児童が多い地区に限定して助成を検討(ただし、他の地区においても、施設の廃止・定員縮小等により保育機能の不足等が生じている場合は助成を検討)
 ※他の地区においては、事業者において国の認定こども園施設整備交付金(幼稚園耐震化整備)の活用を検討